

景品表示法検討会運営要領（案）

令和4年3月16日

検討会決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めるときは、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 議事録及び検討会における配布資料は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるときは、座長の判断により議事録及び配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人等として招致することができる。また、専門・技術的な事項を審議・検討する必要があるときは、臨時委員を委嘱すること及びワーキンググループ等を設置することができる。
6. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

以上